

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程を交付する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第7号

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項第1号ア（イ）中「(ア)」の右に「及び（イ）」を加え、同号ア（イ）を同号ア（ウ）とし、同号ア（ア）の次に次のように加える。

（イ）借地借家法第23条の規定の適用を受けるとき 10年以上50年未満

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（上下水道局総務部総務課）